

●京丹波町境界確定の手引き Ver1.0

1. 手引きの目的

本手引きは、町民・関係者が町有地との境界を確定するための申請手順と必要な知識をわかりやすくまとめたものです。土地の売買、建築、相続、測量などの際に、町と民有地との境界を明確にすることを目的としており、町有土地及び町道・河川敷地境界確定申請書について解説しています。

2. 境界確定が必要となる主なケース

- 土地の売買や分筆、登記変更を行う場合
- 開発・建築行為により敷地境界を明確にする必要がある場合
- 相続や資産管理のために正確な土地の範囲を知りたい場合
- 道路・水路との境界トラブルを防ぐため

3. 境界確定の流れ（手順）

- ① 申請者による事前相談
- ② 境界確定申請書提出 ※普通財産は提出先が財政課となります。
- ③ 京丹波町による審査
- ④ 現地立会日の調整・通知
- ⑤ 現地立会・境界確認
- ⑥ 京丹波町による境界確定
- ⑦ 境界確定図の交付

4. 各手順の詳細

① 事前相談（※推奨します）

【窓口】 京丹波町 産業建設部 土木建築課

【持参すべき資料】

- ・登記事項証明書（写し）
- ・公図・地積測量図（写し）
- ・現況図や写真（・・・あれば）

【目的】 調査対象地の状況確認と、申請可否・必要資料の確認

② 境界確定申請書の提出（記載方法、添付書類の内容等は詳細を参照してください）

【必要書類】

- 境界確定申請書（京丹波町様式）
- 案内図・公図・地積測量図・その他の資料(境界に関するもの)
- 現況平面図(周囲の状況がわかる範囲) 測量年月日・測量者の氏名等の記載が必要
- 関係土地の登記事項証明書及び土地調書
- 本人確認ができるもの、または委任状(代理人の場合)

③ 京丹波町による申請内容の審査

- 提出資料の不備がないか、隣接者の確認状況などを町が確認
- 必要に応じて追加資料の提出要請あり

④・⑤ 現地立会の実施と現地での境界確認

- 関係土地所有者（申請者・隣接地権者）・管理者(京丹波町)
- 有資格者(土地家屋調査士・測量士)
- 現況の確認と境界協議

⑥ 境界の確定と図面作成

- 境界杭の設置を行う（申請者負担）
- 町により境界を認定し、これに基づき申請者側で、**別紙：境界確定図の作成要領**に準じて境界確定図を作成

⑦ 境界確定図の交付

- 境界確定図（写し）と必要に応じて奥書(複写)を交付
- 登記や建築などの手続に使用可能

5. 注意点・補足事項

- 測量費用・境界杭設置費用は原則申請者負担となります。
- 隣接者との同意が得られない場合は確定できない可能性があります。
- 冬季(積雪)や農繁期には希望する日程での現地立会が困難な場合がありますので、ご承知おきください。

6. よくある質問（Q&A）

Q1：境界杭が既に打たれている場合でも申請は必要？

→ 既存杭の位置が不明瞭・不正確な場合、正式な確定手続きが必要です。

Q2：隣地所有者が立ち会いに応じない場合は？

→ 町が状況を判断し、必要に応じて意見照会などの対応を取ります。

解決しない場合は確定できない場合があります。

Q3：境界確定後、変更は可能？

→ 原則不可。新たな事実や誤認がある場合は再調査のうえ再協議が必要です。

7. 様式と提出先

- 各種様式は京丹波町公式ホームページまたは土木建築課窓口で配布
- | | |
|--------|---------------------|
| 【提出先】 | 京丹波町役場 産業建設部 土木建築課 |
| 【受付時間】 | 平日8:30～17:15（土日祝除く） |

町有土地境界確定申請書

令和 年 月 日

京丹波町長 様

申請者 住 所
又は
受任者 氏 名

実印又は
職印

連絡先 電話
担当

私所有の土地と町有土地の境界が不明のため、確定されるよう関係書類を添えて申請します。

町有土地の所在	該当する所在・地番を明記してください 船井郡京丹波町 地先
町有土地の種類	確定する町有土地の種別を選択してください 道路敷 水路敷 泥揚敷 その他 ()
申 請 の 目 的	分筆 地積更正 用途廃止 占用許可 建築確認 農地転用 その他 ()
添 付 す る 関 係 書 類	1 印鑑証明書 (申請者に係るもの) 2 委任状 3 付近見取図 4 隣接所有者の調書 (確定を要する町有土地に隣接する土地に係るもの) 5 公図の写し 6 実測平面図 (図面は白焼きで作成添付してください) 7 登記事項証明書 (確定を要する町有土地(道路敷・水路敷)に隣接する土地に係るもの) 8 その他資料 (確定に必要と思われる資料:地積測量図・和紙公図・閉鎖登記簿の写し等)

※申請書の作成については、裏面をお読みください。

■ 事前に公図、旧公図等を十分に調査し、現行の町有土地(旧国土交通省（建設省）所管の法定外財産又は町道・河川であることを確認の上、申請してください。

■ 申請書には、申請地所有者の実印を押印し、**印鑑証明書**(**3ヶ月以内**)を添付してください。

■ 申請地所有者が代理人を指定するときは、「**委任状**」を添付し、委任状に実印を押印してください。

代理人が申請される場合、申請代理人が申請される場合、申請人欄には、申請地所有者の住所・氏名を記載し（押印不要）、代理人欄には代理人の住所・資格番号等・氏名を記載し、職印等を押印してください。また、担当者氏名・連絡先を記載してください。

■ 申請地の登記名義人が死亡し、相続登記の手続がなされていない場合は、相続関係を示す説明図を作成し、作成者氏名を記入し押印してください。

■ **付近見取図**は、住宅地図、国土基本図・都市計画基本図等によることとし、申請箇所を**朱色**で表示してください。

■ **隣接所有者調書**は、申請地、隣接地及び申請地に接する町有土地あるいは町道敷地にかかるもの。登記所の発行する登記事項要約書で代用できます。ただし、隣接地が地図等の写し等で確認が困難な場合は土地沿革調書も必要です。

■ **公図の写し**は、法務局備付けの地図によること。道路、水路等は、旧公図も閲覧して、必ずそのとおりに着色し、申請箇所を**朱色**で表示してください。

■ 公図は、境界確定の協議に必要な資料ですから、正確かつ広範囲（A3以上）に謄写し、各筆所有者名、縮尺（表示されているもののみ）、方位、法務局名、調査年月日及び調査者氏名を記入してください。

申請地が複数の町界に接する場合は、関係地の公図を添付し、**合成公図**を作成してください。

合成公図作成の際ももとなった公図の写しを添付してください。

登記情報提供サービスで取得した地図情報（地図又は地図に準ずる図面）は、調査者の記名押印又は照会番号及び発行年月日が記載されたものがが必要です。

■ **実測平面図**は、原則として公共座標系の基準点をもとに作成し、現地の形状が明確に把握できるよう周辺部も含め道路、水路、境界標識、掘、家屋等の地形地物を明記してください。（縮尺は、**原則1:250**で作成し、方位、土地の地番、所在地を記入のこと）なお、図面の大きさは、**原則としてA2**(確定範囲に応じて可変)とし、実測年月日、測量者の氏名を記入し、押印してください。

■ 申請地の**登記事項証明書**は原本1部が必要です。申請地を除く隣接地等については、法務局の発行する登記要約書や登記情報提供サービスによる照会番号及び発行年月日記載の登記情報は登記事項証明書に代えることができます。

ただし、照会番号及び発行年月日の記載ない登記情報の印刷は不可です。

申請地が数回にわたって分合筆されている土地で、登記事項証明書等で確認が困難な場合は土地沿革調書又は閉鎖土地登記簿謄本等を添付してください。

■ 対象地の登記名義人が死亡し、相続登記の手続がなされていない場合は、相続関係を示す説明図を作成し、作成者氏名を記入し押印してください。

■ **その他の資料**として申請地及び近隣にある地積測量図や旧来の和紙公図のほか、申請地が数回にわたって分合筆されている土地で、登記事項証明書等で確認が困難な場合は、土地沿革調書又は閉鎖土地登記簿謄本等を添付してください。

申請地の変遷や過去の状況を知るために「和紙公図」あわせて関連があると思われる近隣の地積測量図等境界確定の指針となる資料は原則として添付してください。

☐ その他注意事項	・全部事項証明書等に記載の土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所の沿革が確認できる公的証明書等の資料（住民票、戸籍の附票、住居表示変更証明、商業登記簿謄本等）を添付してください。 ・添付していただいた公的証明書が「明示申請書受理後から明示書交付前までに」で記載内容に変更がある場合（申請地所有者に変更がある等）は申請取り下げとなります。
----------------------------------	---

町道（河川）敷地境界確定申請書

令和 年 月 日

京丹波町長 様

申請者 住 所
又は
受任者 氏 名

実印又は
職印

連絡先 電話
担当

私所有の土地と町道（河川）敷地の境界が不明のため、確定されるよう関係書類を添えて申請します。

町有土地の所在	路線名 河川名	町道または河川の名称を記入してください。また下欄には、 確定範囲の地番を表記してください	番地先
	所在: 船井郡京丹波町		
町有土地の種類	道 路 ・ 河 川	種類を選択してください	
申 請 の 目 的	分筆 地積更正 用途廃止 占用許可 建築確認 農地転用 その他 ()		
添 付 す る 関 係 書 類	1 印鑑証明書 (申請者に係るもの) 2 委任状 3 付近見取図 4 隣接所有者の調書 (確定を要する町有敷地に隣接する土地に係るもの) 5 公図の写し 6 実測平面図 (図面は白焼きで作成添付してください) 7 登記事項証明書 (確定を要する町道敷あるいは町河川に隣接する土地に係るもの) 8 その他資料 (確定に必要と思われる資料:地積測量図・和紙公図・閉鎖登記簿の写し等)		

■事前に公図、旧公図等を十分に調査し、現行の町有土地(旧国土交通省（建設省）所管の法定外財産又は町道・河川であることを確認の上、申請してください。

■申請書には、申請地所有者の実印を押印し、**印鑑証明書**(**3ヶ月以内**)を添付してください。

■申請地所有者が代理人を指定するときは、「**委任状**」を添付し、委任状に実印を押印してください。

代理人が申請される場合、申請代理人が申請される場合、申請人欄には、申請地所有者の住所・氏名を記載し（押印不要）、代理人欄には代理人の住所・資格番号等・氏名を記載し、職印等を押印してください。また、担当者氏名・連絡先を記載してください。

■申請地の登記名義人が死亡し、相続登記の手続がなされていない場合は、相続関係を示す説明図を作成し、作成者氏名を記入し押印してください。

■**付近見取図**は、住宅地図、国土基本図・都市計画基本図等によることとし、申請箇所を**朱色**で表示してください。

■**隣接所有者調書**は、申請地、隣接地及び申請地に接する町有土地あるいは町道敷地にかかるもの。登記所の発行する登記事項要約書で代用できます。ただし、隣接地が地図等の写し等で確認が困難な場合は土地沿革調書も必要です。

■**公図の写し**は、法務局備付けの地図によること。道路、水路等は、旧公図も閲覧して、必ずそのとおりに着色し、申請箇所を**朱色**で表示してください。

■公図は、境界確定の協議に必要な資料ですから、正確かつ広範囲（A3以上）に謄写し、各筆所有者名、縮尺（表示されているもののみ）、方位、法務局名、調査年月日及び調査者氏名を記入してください。

申請地が複数の町界に接する場合は、関係地の公図を添付し、**合成公図**を作成してください。

合成公図作成の際ももとなった公図の写しを添付してください。

登記情報提供サービスで取得した地図情報（地図又は地図に準ずる図面）は、調査者の記名押印又は照会番号及び発行年月日が記載されたものがが必要です。

■**実測平面図**は、原則として公共座標系の基準点をもとに作成し、現地の形状が明確に把握できるよう周辺部も含め道路、水路、境界標識、掘、家屋等の地形地物を明記してください。（縮尺は、**原則1:250**で作成し、方位、土地の地番、所在地を記入のこと）なお、図面の大きさは、**原則としてA2**(確定範囲に応じて可変)とし、実測年月日、測量者の氏名を記入し、押印してください。

■申請地の**登記事項証明書**は原本1部が必要です。申請地を除く隣接地等については、法務局の発行する登記要約書や登記情報提供サービスによる照会番号及び発行年月日記載の登記情報は登記事項証明書に代えることができます。

ただし、照会番号及び発行年月日の記載ない登記情報の印刷は不可です。

申請地が数回にわたって分合筆されている土地で、登記事項証明書等で確認が困難な場合は土地沿革調書又は閉鎖土地登記簿謄本等を添付してください。

■対象地の登記名義人が死亡し、相続登記の手続がなされていない場合は、相続関係を示す説明図を作成し、作成者氏名を記入し押印してください。

■**その他の資料**として申請地及び近隣にある地積測量図や旧来の和紙公図のほか、申請地が数回にわたって分合筆されている土地で、登記事項証明書等で確認が困難な場合は土地沿革調書又は閉鎖土地登記簿謄本等を添付してください。

申請地の変遷や過去の状況を知るために「和紙公図」あわせて関連があると思われる近隣の地積測量図等境界確定の指針となる資料は原則として添付してください。

□ その他注意事項	・全部事項証明書等に記載の土地所有者の住所が現住所と異なる場合は、住所の沿革が確認できる公的証明書等の資料（住民票、戸籍の附票、住居表示変更証明、商業登記簿謄本等）を添付してください。 ・添付していただいた公的証明書が「明示申請書受理後から明示書交付前までに」で記載内容に変更がある場合（申請地所有者に変更がある等）は申請取り下げとなります。
-----------	---

■境界確定申請書記載の要点

- 1 申請書類は、**2部**（正1部、副[コピー可]1部）作成し提出してください。
- 2 申請書は左とじにしてください。
- 3 申請人欄には、申請地所有者全員の方の住所、氏名を記載し、印鑑登録された実印を押印してください。
※人数が多い場合は、別紙に記載してください。

土地所有者が法人の場合は、法人代表者名で申請してください。

相続登記を手続きされていない場合は、相続人全員で申請していただく必要があります。相続人全員の方の住所、氏名を記載し、押印してください。ただし、相続人が特定され、当該相続を証する書面の添付がある場合は除きます。

- 4 代理人が申請される場合、申請を行なうものの署名押印の上で、委任状を添付してください。申請書の申請人欄には、申請地所有者の住所・氏名を記載し（押印不要）、代理人欄には代理人の住所・資格番号等・氏名を記載し、職印等を押印してください。また、担当者氏名・連絡先を記載してください。
- 5 申請の目的は具体的（例:分筆のため、開発行為のため等）に記載してください。
- 6 申請の際には、別に示す各書類が必要であり、場合によっては境界確定のために別に追加を要求することもあります。また、申請の際に必要な実測平面図及び境界確定図は、土地家屋調査士、測量士等の**有資格者**によって、作成されなければならない、作成者の職名、資格の表記、氏名、押印が必要となりますのでご留意ください。

●詳細

添付書類	内容
☐ 委任状	・委任状には、代理権限を明記してください。 ・委任状には、委任者名を署名し、印鑑登録された実印を押印してください。
☐ 印鑑証明書	・明示申請書提出時で3ヶ月以内のもの。 代理人が申請される場合は、申請地所有者の印鑑証明書が必要です。(委任状) 法人の場合は、法人の印鑑証明書の他、代表者事項証明書も必要です。
☐ 付近見取図及び現況写真（実測平面図の添付がある場合は、申請時における現地写真の添付は不要）	・現況写真は日本工業規格A列4番用紙に写真3枚程度（近景、遠景）を貼付し、写真番号を記載するなど明確にしてください。 全体付近見取図は申請場所が分かりやすい略図（住宅地図等）とし、写真がある場合は、申請地を着色した上で写真番号及び撮影方向を記載してください。 近景・・・境界点毎にポイントがわかる写真 遠景・・・申請地に接する道路の通しの写真
☐ 隣接所有者の調書	・申請地隣接地及び申請地に接する町有土地あるいは町道敷地にかかるもの。 ・申請地以外の土地については、法務局の発行する登記事項要約書で代用できます。ただし、隣接地が地図等の写し等で確認が困難な場合は土地沿革調書も必要です。
☐ 相続を証する書面	・申請地の登記名義人が死亡しているため相続人が申請する場合は、可能な場合は、遺産分割協議書（写）、戸籍謄本（抄本）等相続を証する書類を添付してください。相続関係説明図の添付も必要です。
☐ 公図の写し〔法務局備付地図（不動産登記法第14条第1項）又は地図に準ずる図面（公図）〕	・申請地、隣接地（隣接道路、里道、水路も含む。）及び申請地に接する町有土地もしくは町道敷地にかかるもの。 ・調査した法務局名及び調査年月日、調査者氏名を記入し、押印したもの又は法務局が発行したものが必要です。 ・登記情報提供サービスで取得した地図情報（地図又は地図に準ずる図面）は、調査者の記名押印又は照会番号及び発行年月日が記載されたものが必要です。 ・また、申請地が字界付近にあり、申請地と道路敷及び隣接地との位置関係が複数の地図等によらなければ把握できない場合は、隣接する地図等を接合した合成図を作成してください。 また、区画整理地については区画整理確定図も必要です。(14条地図を以て代用できます)
☐ 地積測量図	・申請地、隣接地及び申請地に接する町道敷または町有土地にかかるもの。 過去に分筆が行われ、地積測量図（分筆図）がある場合は、地積測量図を添付してください。 法務局が発行したものの写しが必要です。
☐ 登記事項証明書	・境界確定申請書提出時で1ヶ月以内のもの。 申請地以外の隣接地については、登記要約書も可とします。 ・申請地が数回にわたって分合筆されている土地で、登記事項証明書等で確認が困難な場合は土地沿革調書又は閉鎖土地登記簿謄本等を添付してください。 ・登記情報提供サービスによる照会番号及び発行年月日記載の登記情報は全部事項証明書に代えることができます。ただし、照会番号及び発行年月日の記載ない登記情報の印刷は不可です。
☐ その他注意事項	・全部事項証明書等に記載の土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所の沿革が確認できる公的証明書等の資料（住民票、戸籍の附票、住居表示変更証明、商業登記簿謄本等）を添付してください。 ・添付していただいた公的証明書が「明示申請書受理後から明示書交付前までに記載内容に変更がある場合（申請地所有者に変更がある等）は申請取り下げとなります。 ・申請地所有者が制限能力者等の場合には、法定代理人による申請をしてください。ただし、法定代理人であることを証する書面の添付が必要です。

境界確定図の作成要領

縮尺	図面の縮尺は1:250を原則とし、確定の範囲によっては、1:500での作成も可能とする。 ただし、図化が広範囲にわたるなどの場合は、適宜協議の上で変更を可とする。 また、図の中で境界点が複雑又は狭小な区間にあり、境界点や境界線の判別が困難な箇所は、適宜、図中に拡大図を設けて、確定箇所を鮮明にすること。
図面仕様	A2版(594×420)を基本とし、平面図及び断面図を1葉の図面に作成する。 ただし、範囲が広範囲にわたるなどの場合は、適宜協議の上で図面の大きさや複数枚の区分になる事を可とする。
公印のための余白	境界確定図の右下のタイトルボックスの上部には、境界確定の際に押印する、およそ15cm×15cm程度の公印のための余白を必ず設けてください。
測量座標系	原則として、測量の基準は世界測地系の公共座標系とする。 ただし、区域の事情から世界測地系の準用に困難が生じると判断される場合は担当部署との協議のうえ、例外的な運用を可とする。
必要な情報の記載	作成した図面には、次のような情報を記載しなければならない。 ● 基準となった座標系 (世界測地系以外は任意座標とする。) ● 測量年月日 ● 測量者の資格・氏名 (土地家屋調査士、測量士等) ● 境界点の座標値 ● 基準点座標及び引照点座標 ● 基準点もしくは引照点からの復元計算 対象は確定区間の起終点の境界点ほか適宜抽出した境界点を対象とし、復元を容易とする計算に基づいて、表による表記を原則とする。
基準点及び引照点	基準点及び引照点は、極力亡失の恐れのない堅牢な構造物に設ける。 標識は木杭やマークなど消失が容易なものは避け、極力永久的な標識を用いること。 また、境界点の引照点については、測量基準点自体が構造物上にあるなど毀損の恐れがないと思われる場合は、基準点を引照点とする事ができる。
境界点	境界点は、現地の実情や土地の用途に配慮し、半永久的な標識(金属鋲、プラスチック杭など)を用いて設置し、恒久的な保全を図る。
平面図	● 平面図は、原則1:250の縮尺で作成し、図化にあたっては公共測量作業規程に示される標準図式によって描画し、とりわけ境界点及び境界線に係わる構造物または地状は、厳密且つ正確に表現する。 ● 平面図には、基準点及び引照点を明示すると共に境界点を正確に表記する。 ● 確定する境界点の標識を別途凡例をもとに作成し、確定区間の境界点・境界線及び点間距離は朱書する。(境界点名はその対象としない) 点間距離は原則センチ単位で表し、原則として小数2位以下を四捨五入して求める。(ただし、数値の丸めの条件については、既確定との整合性などの理由によっては運用を適宜変更できる。) ● 図化にあたっては、各境界点の標識がわかるようにプロット記号を区分し、図柄によって不鮮明とならぬように記号のマスクをかけるよう配慮する。 ● 平面図には確定区間の状況が明らかになるように相当範囲を実測し、家屋名等や路線名及び当該地番を可能な限り表記する。 ● 現況の描画は、境界点を鮮明にするよう配慮すること。

断面図	●特に指定がない場合は、断面図は1:100で作成する。 - ただし、標高や高さの基準は特に求めず、境界点が位置する現況を表現すること。 ●平面図同様に、境界点もしくは境界線を鮮明になるように現況線を描画する。 ●断面の位置は、確定区間の起終点をはじめ、担当者の指示する位置で作成する。 ●確定した境界点及び境界線を朱書し、区間の幅を朱書で表現し、さらに可能な限りいずれかの境界点までの構造物等からの控え距離を黒字で表記する。
筆界線	●確定する官民境界線以外の境界線(筆界線)については、可能な限り表現するものとするが、必ずしも確定協議の対象とならない場合の筆界線は、これを省略しても差し支えない。

■凡例

※記号の大きさは、おおよその目安とする。

種別	記号	大きさ	摘要
基準点(多角点)		1.8mm	
三角点及び 公共基準点		1.8mm	
引照点		1.5mm	
境界点 金属鈹		1.5mm	
〃 プラスチック杭		1.5mm	
〃 コンクリート杭		1.5mm	
〃 金属標		1.5mm	
〃 境界プレート		1.5mm	
〃 その他 計算点ほか		1.5mm	

境界点の記号を杭種によって区別することを推奨する。